

藤沢市職員定数条例の一部改正について

1 藤沢市職員定数条例の制定・これまでの改正状況

本市では、昭和24年に藤沢市職員定数条例（以下「条例」という。）を制定・施行して以降、「各年度の職員定数」の増減に合わせ、条例第2条に定める職員の定数（別表）、いわゆる「条例定数」を改正してきました。

その中で、平成29年には、新たな行政需要への対応に加え、雇用と年金の接続に伴う再任用フルタイム勤務職員の増加への対応、また、令和2年には、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う職の整理への対応などにより、所要の改正を行ってきました。

「各年度の職員定数」

区分		令和3年度 定数	令和4年度 定数	令和5年度 定数	令和6年度 定数	令和7年度 定数 (予定)
市長部局の職員	一般職員	2,035 人	2,038 人	2,058 人	2,072 人	2,102 人
	市民病院職員	916 人	919 人	930 人	940 人	948 人
議会局職員 (令和6年度までは議会事務局職員)		16 人	16 人	14 人	15 人	15 人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		229 人	237 人	241 人	244 人	245 人
選挙管理委員会事務局職員		9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
監査委員事務局職員		9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
農業委員会事務局職員		6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
消防職員		452 人	449 人	453 人	454 人	455 人
合計「各年度の職員定数」 A		3,672 人	3,683 人	3,720 人	3,749 人	3,789 人
(対前年度増減)		20 人	11 人	37 人	29 人	40 人
再任用短時間勤務職員のフルタイム換算分 B		57 人	46 人	35 人	33 人	33 人
「条例定数」 A + B		3,729 人	3,729 人	3,755 人	3,782 人	3,822 人

2 改正内容

条例定数 3,782人 → 3,822人(40人増)

「令和7年度の職員定数」の増減に合わせ、条例第2条に定める定数（別表）、いわゆる「条例定数」を改正するものです。

現行の条例定数(3,782人) + 行政需要への対応に伴う増減数(40人)

= 3,822人

「定数条例別表 増減表」

区分		現行の 定数 A	業務増及び体制 強化に伴う増 B	業務見直し及び 体制見直しに伴う減 C	行政需要への対応 に伴う増減数 D (B+C)	改正 定数 E (A+D)
市長部局の職員	一般職員	2,102 人	41 人	△11 人	30 人	2,132 人
	市民病院職員	940 人	8 人	0 人	8 人	948 人
議会局職員 (現行は議会事務局職員)		15 人	0 人	0 人	0 人	15 人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		247 人	3 人	△2 人	1 人	248 人
選挙管理委員会事務局職員		9 人	0 人	0 人	0 人	9 人
監査委員事務局職員		9 人	0 人	0 人	0 人	9 人
農業委員会事務局職員		6 人	0 人	0 人	0 人	6 人
消防職員		454 人	1 人	0 人	1 人	455 人
合計		3,782 人	53 人	△13 人	40 人	3,822 人

(1) 行政需要への対応に伴う増減数（D）の内訳

ア 業務増及び執行体制強化に伴う増（B）の主な内容

市民センター・公民館統合による地域づくり推進体制の強化、ゼロカーボン推進体制の強化、共創推進体制の強化、戸籍の氏名の振り仮名法制化への対応、窓口協働事業の執行体制の見直し、ケアラー支援に関する業務等への対応、子どもの意見聴取及び反映事業への対応、地域における子ども支援体制の強化、母子保健業務に関する各種事業への対応、建築基準法改正及び建築物省エネ法改正への対応、河川改修事業の進捗に伴う対応、道路改修舗装事業の進捗に伴う対応、市民病院診療・リハビリ体制の充実に向けた対応、市民病院西館等再整備事業への対応

イ 業務見直し及び執行体制見直しに伴う減（Ｃ）の主な内容

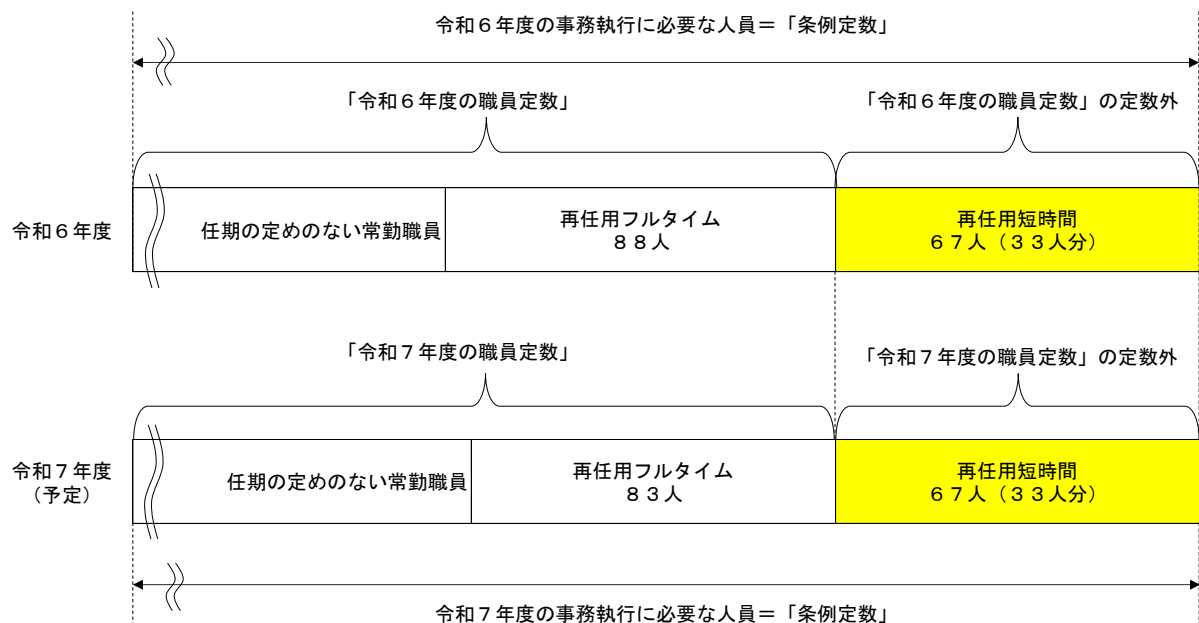
石名坂環境事業所の執行体制の見直し、柄沢保育園の段階的縮小

3 雇用と年金の接続に伴う定数の整理

雇用と年金の接続に伴い平成29年度に条例定数に加えた57人分については、新たに再任用になる職員が65歳を迎える年度まで原則フルタイム勤務となる令和4年度以降、その時点での再任用職員の状況により整理をすることとしています。

令和5年度から定年年齢の65歳への段階的な引上げが開始されましたが、令和7年度においては、再任用短時間勤務職員（定年引上げとなる職員で短時間勤務を希望する定年前再任用短時間勤務職員を含める。以下同じ。）の従事人数としては、令和6年度と同様に67人（フルタイム換算33人分）を見込んでいることから、「条例定数」及び「各年度の職員定数」のイメージとしては次のとおりとなります。

（イメージ図）



（１）条例定数

条例定数は、任期の定めのない常勤職員、再任用フルタイム勤務職員のほか、各年度の職員定数の定数外の扱いとなる再任用短時間勤務職員をフルタイム換算した人数も含めており、事務執行に必要な人員の総数を定めたものです。

再任用短時間勤務職員の状況に伴い、事務執行に必要な人員の総数は変わらないため、条例定数に直接的な影響はありません。

（２）各年度の職員定数

再任用短時間勤務職員数の前年度差分をフルタイム換算して職員定数に加える取り扱いとしていますが、令和７年度の再任用短時間勤務職員は令和６年度と同数を見込んでいることから、再任用短時間勤務職員数による職員定数への影響はありません。

なお、令和８年度以降については、再任用職員は原則フルタイム勤務職員となり、再任用短時間勤務職員は希望者のみとなるため、職員定数の取り扱いについては改めて整理を行います。

４ 今後の職員定数の考え方

これまで、「行財政改革２０２４実行プラン」に位置付けた「適正な定員管理等による人件費の抑制」に資するため、「定員管理基本方針２０２４」に基づき、職員の適正配置を進めてきました。

今後については、「藤沢市市政運営の総合指針２０２８」に掲げる「行政運営の考え方」のもと、持続的な行政運営基盤の確立に向けて、現行の定員管理基本方針の改定を行い、業務手法の最適化による効率的な執行体制の整備を進め、令和２年度から導入した会計年度任用職員制度を検証し適正な運用を行うとともに、共創の推進による行政の業務領域の見直し、また、行政サービスの質の確保や業務継続性の観点も踏まえた外部資源の活用を図る中で、職員配置の適正化に取り組んでまいります。

以 上